

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 対象者（65歳）の皆様へ

65歳の誕生日を迎えた方へ、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のご案内です。

対象者

①接種日現在「65歳の方」

② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、身体障害者手帳1級に相当する方

費用 自己負担額 3,500円（実施医療機関窓口でお支払いいただく額）

（※伊達市で接種費用を一部助成します。3,500円で接種できるのは、65歳の間だけです。66歳の誕生日を迎えると、接種料金は全額自己負担となります。全額自己負担の場合、医療機関により接種料金は異なりますが約13,000円～15,000円程度かかります。）

（※生活保護を受給されている方は、所定の証明書をご提示いただくと無料となります。）

持参するもの ●予診票 ●マイナ保険証や資格確認書など

接種方法 事前に予診票に必要事項を記入し、実施医療機関へ予約をして受診してください。

実施医療機関 伊達管内の医療機関（同封の一覧表）または 福島県内の実施医療機関

注意事項

- ① 助成を受けて接種ができるのは、**生涯で1回のみ**となります。
- ② 過去に、定期接種として肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は、このお知らせが届いても定期接種の対象となりません。
- ③ この予防接種は、個人の肺炎予防のために行うものです。かかりつけの医師にご相談の上、予防接種の必要性や副反応についてよく理解してから接種してください

◇令和8年4月1日から高齢者肺炎球菌の定期予防接種に使用するワクチンが23価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）から、より高い効果や持続性が期待される20価肺炎球菌ワクチン（プレバナー20）に変更されました。



高齢者肺炎球菌ワクチン の接種について



- ・肺炎球菌は主に気道の分泌液に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。
- ・肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し重症化を防ぐためのワクチンであり、すべての肺炎を予防するワクチンではありません。
- ・肺炎球菌には100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症（※）の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。また、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

接種当日は下記にご注意ください。

- 接種後30分ほどは安静にし、接種当日の激しい運動は控えるようにしてください。
- 接種当日の入浴は、差し支えありませんが、注射した部分は清潔に保つようしてください。

接種後に下記のような症状があらわれることがあります。

*ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚生労働省にて作成

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛*（59.6%）、筋肉痛（38.2%）、疲労（30.3%）
10%以上	頭痛（21.7%）、関節痛（11.6%）
1%以上	紅斑、腫脹

※接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。（各分野の専門家からなる国の審議会にて審議し、認定された場合）

※予防接種済証は必ず保存しておきましょう！